

令和3年(行ウ)第20号 国家賠償請求事件

原告 渡部 薫

被告 中央区

上申書

令和3年5月17日

東東京地方裁判所 民事第2部Cd係 御中

原告 渡部薫

印

上記当事者間の頭書事件について、原告の本訴における意義について上申する。
そもそも本訴の原因は、以下の3点である。

1. 【被告が】
2. 【国民の無知につけ込んで】
3. 【届出を不当に扱った】

1. 全体の奉仕者たる行政機関及び公務員の義務

原告は、これまでの人生で直接、行政庁と行政手続き等において、真摯に向き合うことはなかったため、その実情を全く理解・経験することがなかった。

行政庁（職員）は、当然に国民（本訴は区民だが、以下、国民とする）に寄り添って行政運営が為されているものと思っていたが、実態はそうではなかった。特に、この中央区保健所の全体の奉仕者としての基本的職務を軽視した対応を追求する必要がある。

2. 国民は法律を知らない、法律に対して無防備であり、無知である

これは教育に問題のあるところであるが、国民生活において、法律の運用は、身近なものではない。日常生活から離れた行政手続きやその法令、その手続き上の法律の運用の仕組みを理解する者はいない。婚姻届ですら、その根拠が戸籍法にあることを知らない。

我が国の国民主権における三権分立で、立法権、司法権、行政権が明確に分かれているにも関わらず、この行政権すなわち行政運営は、その国民の法の無知につけ込み、それを利用し、今回の事件のように恣意的に運用しているのである。一般国民は法律家（弁護士）ではなく、司法に頼ることもままならない。すなわち司法権を行使できず、行政運営のさじ加減一つで泣き寝入りさせられるということである。司法権が行政権から独立していたとしても、国民は行政の公権力に対して、司法権の行使が困難なことが問題なのである。

3. 住宅宿泊事業届出は届出制である

そして本事件で取り扱っているのは、届出である。これが純粋な営利目的等の許認可申請であれば、原告も法律事務所や弁護士等の相応の手段で応じたであろうが、被告が不当に取り扱ったのは、届出である。原告は、国民の無知が理由で、行政庁の恣意的な届出の妨害行為等の行政手続きを見逃すことはできない。

2018年当時、原告は、一国民として、届出制や許認可制など意識したこともなく、法律について無知であった。本来届出制というのは、国民が無知であっても、一般教養があれば、全体の奉仕者の公務員の協力で、その手続き上の義務が履行できるものである。

原告が目当たりしたのは、これとはまったく真逆の、被告の届出に対する不当な行為であり、それは届出制のみならず、国民主権の、三権分立における行政権の傲慢かつ越権行為であり、国民の無知につけ込んだ全体の奉仕者に反する行為であった。

原告が本訴（及び高裁の審理を含む）を（弁護士の助言は受けるが）ほとんど本人訴訟で臨んでいるのは理由がある。

それは被告が、どれほど国民の無知につけ込んでいるかを明らかにするためである。

最初の住宅宿泊事業届出をしてからちょうど3年が経つが、原告は自らの無知と向き合い、相応に法を学んできたものである。これは原告から、司法に対する国民の義務と敬意の表れである。原告自身、行政手続法も住宅宿泊事業法も知らず、関連法令にも無知で（前回の）一審に臨み、判決で棄却されたが、それは原告が法に対して無知なまま臨み、司法に対する軽視であったからである。それを大いに反省し、無知を克服することとした。

本訴の訴えの提起にあたり、裁判長（書記官）から行政事件訴訟法等についても指南があり、随時勉強し、手直ししているものであるが、請求の趣旨や主張についても、まだまだ未熟・不完全なところがあり、裁判長及び被告代理人に迷惑をかけることがあるだろうことも理解している。

しかしながらこの訴訟が、届出の不当行為を争うものである以上、一国民が無知な状態から、なぜこのような行政手続きの不正が行われているのか、そのプロセス一つひとつを明らかにする必要がある、敢えて本人訴訟で臨んでいるものである。被告代理人からは、原告の主張が整理され次第とあるが、これも被告の、国民の無知につけ込んだ抗弁に過ぎない。【本訴の争点は1点に絞られている】それは、

【原告の届出は、2018年5月8日に当該機関に到達し、被告はそれを収受し、届出の義務が履行された状態であること】である。

被告が行政手続き上、なにを主張しようが、届出は通知行為であって、住宅宿泊事業を営む前に、通知すればよいだけであって、確認の利益は、「原告は、住宅宿泊事業者の法的地位にある」ということであり、それ以上でもそれ以下でもなく、本訴はそれを問う訴訟である。届出が届いているのに、受理していないとか、補正できないと嘘を付いたり、放置するなどの一連の国民の無知につけ込んだ行政庁（職員）の行為に対して、司法判断を仰いでいるだけである。被告は届出を収受していないなら、まずその事実認定を釈明すべきであり、原告の無知につけ込み、届出が無かったものとすることはもうできない。

令和3年(行ウ)第20号 国家賠償請求事件

原告 渡部 薫

被告 中央区

第2準備書面

令和3年5月17日

東東京地方裁判所 民事第2部Cd係 御中

原告 渡部薫

印

上記当事者間の頭書事件について、下記の通り、改めて、原告渡部薫が2018年5月6日に届出した住宅宿泊事業届出と添付書面【甲第D1～16号証】で、被告中央区の不当・不正・不行為について抗弁する。なお上申書で述べている通り、届出は通知行為であって、被告が届出を収受している証拠があり、届出が却下・返却されていない以上、届出の通知行為すなわち届出の手続き上の義務は履行されている状態が前提である。

被告は、届出書に間違いがあるとか、添付書類が揃っていないとか抗弁するのであろうが、行政手続法第37条届出の定義は、形式上の要件であって、書面や添付書類の正確性の定義ではない。届出が法令に反しているなら、被告の取り得た行政手続きは、【却下】だけであって、【届出の却下・返却があったか】という事実認定のみが本訴の争点である。

第1 原告の主張及び争点の整理

- ・ 住宅宿泊事業届出が、許認可申請手続きではなく、届出制である事実に争いはない
- ・ 原告が、住宅宿泊事業届出した届出の行為の事実に争いはない
- ・ 届出は、通知行為であることの事実に争いはない
- ・ 原告が、届出書と添付書類を提出した事実に争いはない
- ・ 被告が、原告の届出を収受した事実に争いはない

行政手続法第37条届出の行為において、

届出者の届出行為に対して、事実行為として、その法律関係にある行政機関が取りえる行為は、2つだけである。

一つは、事実行為として、届出の手続き上の義務を履行すること

もう一つは、事実行為として、届出を却下・返却すること

この2つの行為は同時に存在し得ない。一方の行為が為されれば、他方の行為は無となる。したがって主語と述語の法律関係を表せば一目瞭然である。

原告は、事実行為として届出の手続き上の義務を履行した
または
被告は、事実行為として原告の届出を却下・返却した
のいずれかであり、

- **被告と原告の間で、原告届出は、却下及び返却されておらず、その事実に争いはない**

第2 確認の利益がないとする抗弁に対する反論

原告の請求の趣旨に対して、確認の利益がなく、訴えが適法でないとする抗弁に、以下の通り反論する。

(1) 事実認定の恣意的な解釈

被告は、そもそも原告の住宅宿泊事業届出が為されていないとして、その主張の根幹を為しているが、原告の住宅宿泊事業届出は為されていることの事実に争いはない。

にも関わらず、確認の利益がないとすることは、被告は、原告の住宅宿泊事業届出が為されていないと主張し、これは事実と異なり、ここに被告の「届出は行政庁に受理されるもの」とする国民の無知につけ込んだ、恣意的な騙しのテクニックがあるである。

(2) 届出は、被告に受理されるものでも、認めてもらうものでもない

根本的な解釈の相違及び、被告の不当行為の根本的原因でもあるが、原告の届出を、被告に受理してもらう必要もなければ、認めてもらう必要もない。届出は事実行為なのだから、通知した事実それだけであり、原告の届出の通知行為は、被告の収受という行為でその手続き上の義務を履行している。義務を履行するのは原告であり、被告ではない。

その証として、被告からは、届出は却下されておらず、返却もされていない。少なくとも届出は、2018年6月15日から10月30日までは、住宅宿泊事業者という法的な地位にあり、その確認の利益がある。(2通は取下げも廃止届もしていない)

(3) 確認の利益がないのだとすれば、届出を隠匿したか、消滅したか不当行為の証明

もし本当に被告の主張通り、原告に確認の利益がないのだとすれば、それは原告の届出行為がなかったということであり、双方の事実認定と異なる。被告はいかにして原告の事実行為を隠匿したのか、または届出自体を消滅し得たのか、その証明義務がある。

(4) 事件番号平成30年(ワ)第33135号の判決は影響しない

本事件は、控訴審 事件番号令和元年(ネ)第4562号で審理継続中である。そもそも一審で審理尽くされて、判決に違法性がなければ、1年以上も審理が続くことはない。本事件は、原告が無知のまま臨んだため、請求の趣旨が、届出の義務が履行された状態が争点ではなく、職員の不作為行為を争点としたもので、本訴とは争点が異なる。

第3 確認の利益の定義

原告、渡部薫は本人訴訟で一人でこの訴訟に臨んでいるにも関わらず、被告は区の税金を潤沢に使い、実に6名もの代理人を雇用して臨んでいるところが実に滑稽であるが、被告が、原告の請求の趣旨には、訴えの適法性がなく、確認の利益がないと抗弁するので、原告は素人なりに厳密かつ詳細にその定義付けをする。【甲第D17～D21号証】

【甲第D17～D21号証】は、届出の行為における原告と被告の、法的な立場、地位、権利義務を明確にした上で、その行為から発生する確認の利益と法律関係の定義の下、それがどの法令又は憲法の根拠をなっているかを示すものである。

1. No.1 国民の基本的権利の行使【甲第D17号証】

日本国民には、国民主権国家として、基本的な権利として、憲法が届出の権利を保障している。原告は、日本国民として、被告は行政機関としての国民主権と三権分立の定義の立場を有し、原告は、権利義務としての基本的人権に含まれる届出の権利を行使するのに対して、被告は、行政機関としての法的な地位を持って、全体奉仕者としての権利義務によって、国民からの届出の権利に応えなければならない。

被告が、もし原告の届出は無かったものとして扱っているなら、この原告の届出の権利を侵害する行為は、日本国憲法第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第21条、第22条に反する行為であり、被告のいう確認の利益とは、「日本が、行政庁の独裁国家ではなく、国民主権国家である」という確認の利益である。

また憲法が国民に保証した届出の権利が、行政手続法により保護されているか、同法第1条、第2条、第46条の確認の利益を含む。

故に、原告は、届出する法的地位及び権利義務を有し、日本国が国民主権国家である確認の利益を有するものである。本訴では、一行政機関に過ぎない被告による国民主権の侵害行為を、司法に問うているのであるが、被告は当然に、原告の届出の権利を侵害していないと認めていることから、この確認の利益の訴えは必要としない。

2. 届出の行為【甲第D18号証】

議論の余地もなく、日本国民には届出の基本的権利が保障されていることは明白であるため、次の原告の届出の行為による確認の利益の定義に移る。

前項1で説明済みだが、届出制における届出者と行政機関の法律関係は至ってシンプルであり、届出者による届出行為に対して、行政機関が取れる行為は、2つの行為だけである。

ひとつが、届出者が、届出の手続き上の義務を履行する行為のこと
もうひとつが、行政機関が、届出を却下・返却する行為のこと

この2つ目の行為のみが、憲法が保障している届出者の届出の行為を（そもそも）なかったものとする事ができる行政機関の正当かつ適正な行為である。

原告の届出の行為に対する上述の法律関係は、行政手続法第37条、憲法11条及び、92条、そして地方自治法第2条で定義される。

原告は、被告に対して、2018年5月6日に、行政手続法第37条届出の基づき、住宅宿泊事業届出行為という事実行為をした。ここでいう**確認の利益**は、原告が憲法で保障されている**届出する事実行為が保証されているか**である。本訴では、一行政機関に過ぎない被告による事実行為の侵害を、司法に問うているのである。

この時点で、被告が取り得る行為は、一つだけで、それが届出の却下・返却であるが、被告はその事実行為を為していない。

【甲第18と20号証】の黄色の枠は、被告が**届出を却下するという唯一の事実行為（赤色）**をしていない証明である。

実際のところ、原告と被告には、ここまでの争点の争いはないが、真の争点となっているのは、被告が「届出は事実行為ではなく、行政庁で受理されるもの」で、**受理される条件は、行政庁が認めた要件を満たすこととしていること**としている点である。被告はこの点を、原告の無知につけ込んで、法令の定める形式上の要件を満たしていない場合、補正させず、永久に届出行為を放置できるとしているのである。

届出行為の確認の利益は、原告の届出が**事実行為であるか否か**という司法判断である。

3. 届出の到達主義と通知行為【甲第D19号証】

次に原告は、被告に対して、2018年5月8日に、住宅宿泊事業届出の通知行為を為し、被告はそれを収受した。ここに届出の到達主義の事実**に争いが無い**ことを明らかにする。

届出が通知行為でなく、到達主義でもなければ、一体だれが、そして何が、2の届出行為を証明するであろうか。本来届出は口頭でも届け出ることができる制度なのだから、だれかがその届出を証拠として書面に残さなければならない。それが届出書の存在意義であり、原告と被告の法律関係を証明する唯一の証拠である。

原告の届出の通知行為より、被告は収受で応えたものであり、この事実には争いはない。一方被告は、届出の到達主義の事実を①の手続き上の義務と定義し、②法令の定める形式上の要件を、届出の法的な効力の発生と定義付けて、届出の事実行為を否定し、届出を事実上の受理行為に為し得ているのである。

したがって、届出の通知行為による確認の利益は、行政手続法第37条と憲法第21条から定

義される。

確認の利益は①の到達主義から、原告が、届出の義務を履行したか否か、であり、②はその（住宅宿泊事業届出の）法的効力を得たか否かの知る権利である。

原告と被告の間には、届出の権利が行使され、届出の行為が為され、届出が到達し、収受したところまで争いの事実がないにも関わらず、なぜか

被告による届出の却下・返却が為されていない状態と法的な効力が発生していない状態と相矛盾する状態が存在しているのである。

原告は日本国民として、憲法第21条に基づき、自らの届出行為がどのような状態にあるのか知る権利があるのは当然であり、これが確認の利益である。

そして、届出の通知行為が為されたのだから、住宅宿泊事業法施行規則第4条7に基づき、被告は、原告に届出番号を通知しなければならない。2018年6月15日届出番号が事実行為として通知（付与）されるべきであり、それが原告の確認の利益である。

被告は、本条項が、届出の通知行為ではなく、被告の届出が受理されたら届出番号を付与するものと解釈しているのであろう。これが適法か否かを司法判断に委ねているのである。

(A) 届出書の定義【甲第D19号証】

原告は、被告に対して、2018年5月8日に、住宅宿泊事業届出の届出書を提出し、被告はそれを収受した。ここに届出書の収受の事実争いが無いことを明らかにする。

届出書の定義は、原告とその住宅に届出の適格性があるか否かを判断するものであり、それは住宅宿泊事業法第3条、第4条で定義されており、原告及び住宅は届出の欠格条件に当てはまらず、届出書の記載間違いは修正・補正できるものであって、これは後の届出の再現行為からも明らかであるが、被告にはぜひ、原告の届出書は補正できない届出書だったと反論していただきたい。

ここでの原告の確認の利益は、住宅宿泊事業者であるか否かである。原告が住宅宿泊事業者であれば、2018年6月15日以降、旅館業法第3条に抵触しない旅館業を営むことができるのである。

(B) 届出の添付書面の定義【甲第D19号証】

原告は、被告に対して、2018年5月8日に、住宅宿泊事業届出の添付書面を提出し、被告はそれを収受した。ここに添付書面の収受の事実争いが無いことを明らかにする。

届出の添付書類定義は、原告とその住宅が法令の定める形式上の要件を満たすかどうかを

判断するものであり、それは住宅宿泊事業法施行規則第4条で定義されており、原告及び住宅は、補正する添付書面はあったが、すべて差替・補正できるものであって、これは後の届出の再現行為からも明らかである。被告が補正できる書面を、不可逆的に補正できないと原告に対して、恣意的かつ虚偽の指導をしたことは、許されざるべき不法行為である。

ここでの原告の確認の利益は、住宅宿泊事業者であるか否かである。原告が住宅宿泊事業者であれば、2018年6月15日以降、旅館業法第3条に抵触しない旅館業を営むことができるのである。

被告の嘘の指導で、原告に届出書と添付書面の補正をさせなかった行為は、行政機関として、地方自治法第2条「法定受託事務」の放棄であり、職員の行為は、地方公務員法第1条、第13条、第30条、第32条、第33条、第60条、第63条違反である。

4. 住宅宿泊事業法施行【甲第D20号証】

2018年6月15日、住宅宿泊事業法が施行された。この日を持って、原告の届出は、被告は收受を持って、その手続き上の義務を履行し、その事実行為を為した。被告は、住宅宿泊事業法施行規則第4条に基づき、原告に対して届出番号を通知しなけりばならなかつた。

なお、被告が届出を收受した5月8日から6月15日までは1ヶ月以上もの期間があり、行政手続法第37条届出の、【届出書に必要な書類が添付されていなかったとしても】また【その他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合していない補正箇所があったとしても】【十分な補正期間があり】【補正できない事実はなかつたのだから】、原告の届出は、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものであると解すべきである。

被告の届出を却下・返却しなかつた行為も、被告の事実行為である。

被告は、届出を放置する行為を、正当な行為と思つているようであるが、届出を放置する行為が不作為行為に当たるか否かがここの確認の利益である。

この時点（2018年6月15日）における原告の確認の利益は、以下の通りである。

- 住宅宿泊事業者であること
- 届出の義務を履行した状態を知る権利があること
- 届出番号を得ること
- 標識を得ること
- 住宅宿泊事業者として旅館業を営むことができること

5. 被告の不作為行為 / 不法行為【甲第D21号証】

同時に被告の行為は、行政手続法第37条、住宅宿泊事業法施行規則第4条、地方自治法第2条、地方公務員法違反第1条、第13条、第30条、第32条、第33条、第60条、第63条違反の不法行為であり、

さらに、原告の住宅宿泊事業者としての、旅館業法第3条の営業行為を妨害したことは、刑法第233条偽計業務妨害にあたり、原告を騙し、届出を取下げさせたことは、刑法第193条公務員職権濫用にあたる不法行為である。

【甲第D17～D21号証】の通り、原告は素人なりに、被告との法律関係や当事者双方の法的地位又は権利義務と法律関係を明らかにした上で、原告の確認の利益を定義したものである。

2021年5月6日の届出の行為から、3年経過した今も、被告は、原告の届出を却下・返却していない事実を、被告の事実行為として司法は真摯に取り扱っていただきたい。

なお、仮に原告の届出が形式上の要件を満たしていない状態の住宅宿泊事業者だった場合、届出により保護されない法的地位は住宅宿泊事業者の地位ではなく、旅館業法第3条である。被告は、形式上の要件書面が万が一揃っていない状態で、原告が営業行為をしたら、旅館業法に抵触するものとして、住宅宿泊事業者に行政処分（指導）すればよく、是正しなければ、業務停止/廃止命令すればよかっただけである。届出を却下しなかった事実は、そういう法律関係と法的地位を発生させていることを受け入れるべきである。

結論

以上の通りであるから、被告は、原告に確認の利益がなく、訴えは不適法で却下されるべきであると言うのは詭弁であって、それ以前に被告は、原告が届出をした届出行為が、2018年6月15日時点で、原告と被告がどのような法律関係にあって、その届出の法的地位又は権利義務がどのような状態になっているのか抗弁せよ。

届出を収受したのであれば、事実行為として届出番号を通知すべきであったし、届出に対する唯一の行政庁の正当な行為の却下・返却行為をしていないのであれば、法律関係の定義と確認の利益は、裁判長が判断するだけである。

いつのまにか勝手に原告の届出を無かったものになっているのか、無効にしているのかわからないが、そのわからない状態にしていることが不適法だと認識していただきたい。

故に、被告代理人が、届出制を理解せず、本訴に対して、訴えの利益や、請求の趣旨を理解できないのであれば、それはそれで単に6人もの代理人が弁護士資格を持っているにも関わらず法律関係を整理できていないだけで、単に無能であって、国民主権と届出制と司法を軽視している証であり、原告の訴えの提起の中身の責任に帰するものではなく、原告の主張と証明に対して、反論の余地がないのであれば、速やかに結審を求めるものである。

以上